

鈴鹿市告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道の供用を開始し、及び告示する。

なお、当該告示の日を供用開始の期日とする。

また、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

鈴鹿市長 末松 則子

路線名	起点	主要な経過地	延長（m）
	終点		幅員（m）
河田158号線	十宮町字一ノ堰	十宮町	62.0
	十宮町字一ノ堰		6.4～7.5
十宮418号線	十宮町字西川原	十宮町	150.1
	河田町字天白		6.1～9.7